

| 申立ての内容   | 申立てへの対応  |
|--|--|
| <p><b>【評価項目】</b><br/>1 全体評価</p> <p><b>【原文】</b><br/>「一方、入学志願者及び入学者の安定的な確保を図ることにより、安定した自己収入の確保を図るとの計画については、入学者の確保はできているが、平成19年度においても大学全体の入学志願者数が減少していることから、入学志願者の安定確保のためのより一層の取組が求められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b><br/><b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b><br/>「一方、入学志願者に減少が見られるものの、入試選抜方法の見直しや広報戦略アドバイザーの設置など多様な取組みに着手し、入学者等の安定確保のための努力を行っている。今後とも学生納付金をはじめとした自己収入の安定確保のためのより一層の努力を期待したい。」</p> <p><b>【理由】</b><br/>財務内容の改善項目における本計画でいう入学志願者及び入学者の安定的確保とは、検定料や入学料・授業料の収入を確保するための方法であって、計画の目的は、これらを合わせた学生納付金全体としての安定確保を図ることである。また、以前から継続してスポーツ・健康分野の人材輩出のニーズに応えるための方策を打ち出しており、平成19年度は第3年次編入学定員増の概算要求を行った。結果として学生納付金トータルとしての自己収入額は、平成18年度4億9,300万円、平成19年度5億円と増加傾向にあり安定して確保している。<br/>以上のことから、正確性を期すため修正文案の通りの変更をお願いしたい。</p> | <p><b>【対応】</b><br/>原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b><br/>学生納付金（授業料、検定料、入学金）全体としては、自己収入の確保はされているが、入学志願者数が年々減少傾向にあり、検定料に着眼してみると当然、収入も減少傾向にあり、入学志願者の安定的な確保による自己収入の確保が図られていないため。</p> |

| 申立ての内容   | 申立てへの対応   |
|--|---|
| <p><b>【評価項目】</b><br/>1 全体評価</p> <p><b>【原文】</b><br/>「また、研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手續きの制度化が平成19年度中に措置されていないことから、研究費の不正使用防止に向けた早急な対応が求められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b><br/>削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b><br/>研究費の不正使用防止のうち、勤務及び出張管理の方針については、「鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」の第11条第1項第4号（予算の適正管理）に定めている。<br/>具体的手續きとして、従来から出張管理については出張申請書及び出張報告書の提出を行い、旅費については、報告(復命)書が提出された後、支払手續きを行っている。また、航空機利用時には搭乗券と領収書を添付することを義務づけている。<br/>雇用管理については、雇用者の出勤簿を総務課及び教務課に置き、毎日の出退時に当該課において、事務職員が現認する形で出退勤管理を行っている。なお、従前の謝金による一時的雇用もすべて賃金による雇用に切り替え、勤務管理を厳正に行うべく、平成19年度末に非常勤就業規則の一部改正を決定した。<br/>このように、雇用研究者に係る勤務・出張管理については、実務上、不正防止に対応した事務処理を行っている。今後、マニュアルの作成等制度の定着化を図ることとしている。<br/>以上のことから、評価結果の再考をお願いしたい。</p> | <p><b>【対応】</b><br/>原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b><br/>提出された資料（「研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備の状況について」）によると「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手續き」については、平成20年12月実施予定とされているため。</p> |

| 申立ての内容   | 申立てへの対応  |
|--|--|
| <p><b>【評価項目】</b><br/>2 項目別評価<br/>(2) 財務内容の改善</p> <p><b>【原文】</b><br/>「年度計画【26-3】「入学志願者及び入学者の安定的な確保を図ることにより、安定した自己収入の確保を図る。」(実績報告書22頁)について、入学者の確保はできているが、平成19年度においても大学全体の入学志願者数が減少していることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b><br/>削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b><br/>財務内容の改善項目における本計画でいう入学志願者及び入学者の安定的確保とは、検定料や入学料・授業料の収入を確保するための方法であって、計画の目的は、これらを合わせた学生納付金全体としての安定確保を図ることである。また、以前から継続してスポーツ・健康分野の人材輩出のニーズに応えるための方策を打ち出しており、平成19年度は第3年次編入学定員増の概算要求を行った。結果として学生納付金トータルとしての自己収入額は、平成18年度4億9,300万円、平成19年度5億円と増加傾向にあり安定して確保している。<br/>以上のことから、評価結果の再考をお願いしたい。</p> | <p><b>【対応】</b><br/>原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b><br/>学生納付金(授業料、検定料、入学金)全体としては、自己収入の確保はされているが、入学志願者数が年々減少傾向にあり、検定料に着眼してみると当然、収入も減少傾向にあり、入学志願者の安定的な確保による自己収入の確保が図られていないため。</p> |

| 申立ての内容   | 申立てへの対応   |
|--|---|
| <p><b>【評価項目】</b><br/>2 項目別評価<br/>(4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>【原文】</b><br/>「研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きの制度化が平成19年度中に措置されていないことから、研究費の不正使用防止に向けた早急な対応が求められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b><br/>削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b><br/>研究費の不正使用防止のうち、勤務及び出張管理の方針については、「鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」の第11条第1項第4号（予算の適正管理）に定めている。<br/>具体的手続きとして、従来から出張管理については出張申請書及び出張報告書の提出を行い、旅費については、報告(復命)書が提出された後、支払手続きを行っている。また、航空機利用時には搭乗券と領収書を添付することを義務づけている。<br/>雇用管理については、雇用者の出勤簿を総務課及び教務課に置き、毎日の出退時に当該課において、事務職員が現認する形で出退勤管理を行っている。なお、従前の謝金による一時的雇用もすべて賃金による雇用に切り替え、勤務管理を厳正に行うべく、平成19年度末に非常勤就業規則の一部改正を決定した。<br/>このように、雇用研究者に係る勤務・出張管理については、実務上、不正防止に対応した事務処理を行っている。今後、マニュアルの作成等制度の定着化を図ることとしている。<br/>以上のことから、評価結果の再考をお願いしたい。</p> | <p><b>【対応】</b><br/>原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b><br/>提出された資料（「研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備の状況について」）によると「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続き」については、平成20年12月実施予定とされているため。</p> |